

## 平成20年10月期における輸入麦の政府売渡価格の改定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条第2項に基づき売り渡す輸入麦の平成20年10月期の政府売渡価格について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

## 1. 政府売渡価格改定の考え方

(1) 麦の国際相場は、

- (ア) 中国やインド等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大  
(イ) 世界的なバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大  
(ウ) 地球規模の気候変動の影響

といった構造的な要因による穀物需給のひっ迫から大幅に上昇している。

今年に入ってから、国際需給のひっ迫から自国への供給を優先する一部輸出国による輸出規制の動き等により、変動はあるものの、現在もかなりの高水準で推移している。

(2) 価格改定ルールに基づき、直近8ヶ月（19年12月～20年7月）の平均買付価格をもとに売渡価格を試算すると、主要5銘柄平均で現行価格比23%の上昇となるが、今回については、物価高騰問題も柱とする「安心実現のための緊急総合対策」の一環として引上げ幅の特例的な圧縮を行うこととし、20年10月期の政府売渡価格は、改定率を全銘柄一律に現行価格比+10%とする。

## 2. 平成20年10月期の政府売渡価格

(単位:円/トン(税込み))

銘柄 (主な用途)	20年4月期の 売渡価格	20年10月期の 売渡価格	改定率
アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング (主にパン・中華麺用)	70,450	77,500	+10%
カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング (主にパン用)	73,130	80,440	+10%
アメリカ産ハード・レッド・ウインター (主にパン・中華麺用)	67,830	74,610	+10%
オーストラリア産スタンダード・ホワイト (主に日本めん用)	69,590	76,550	+10%
アメリカ産ウェスタン・ホワイト (主に菓子用)	61,090	67,200	+10%
5銘柄加重平均価格	69,120	76,030	+10%

(参考)

価格改定ルールは、下表のとおりである。

年間価格改定回数	年2回(4月、10月)
買付価格算定期間	価格改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月前

※この方式により、国際相場の変動の影響を緩やかなものとしている。

## 3. 消費者物価指数に与える影響(試算)

消費者が購入する麦製品の価格に占める原料麦価格のシェア等を踏まえると、今回の価格改定が消費者物価指数に与える影響は0.01%程度である。

&lt;添付資料&gt; (添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- [麦に関する相談窓口について\(PDF:82KB\)](#)
- [我が国における食料供給と輸入麦の政府売渡価格について\(PDF:1.814KB\)](#)
- [\(参考\)最近の小麦製品の価格上昇と米の需要拡大\(PDF:131KB\)](#)

## — お問い合わせ先 —

食料産業局食糧部食糧貿易課  
担当者:久保田、直井  
代表:03-3502-8111(内線4264)  
ダイヤルイン:03-6744-2086  
FAX:03-3502-3162

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

[ページトップへ](#)